

2025年1月14日

各位

会社名Shinwa Wise Holdings 株式会社代表者名代表取締役社長 高橋 健治(東証スタンダード市場・コード2437)問合せ先取 締 役 岡崎 奈美子電話番号03-5224-8610

(http://www.shinwa-wise.com)

## 2025年5月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は 2025 年 1 月 10 日付にて、企業内容等の開示に関する内閣府令第 18 条の 2 第 1 項に規定する半期報告書の提出期限延長申請に係る承認申請書を関東財務局に提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 対象となる半期報告書
  2025 年 5 月期半期報告書
- 延長前の提出期限
  2025年1月14日
- 3. 延長が承認された場合の提出期限 2025年2月28日

## 4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2024年7月4日付「子会社における不適切な会計処理の疑いの判明及び第三者委員会設置に関するお知らせ」及び「2024年5月期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の連結子会社である Shinwa Prive 株式会社において、2021年5月期頃から 2024年5月期までの間で不適切な会計処理により、実態と相違がある会計処理が行われておりました。2024年10月8日付「2025年5月期第1四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超えることに関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、決算処理が遅れております。現在は2025年5月期第1四半期決算に係る作業を行ってるところであり、第1四半期決算短信の公表が済み次第、第2四半期の決算作業を行うこととなります。

また、2024 年 11 月 5 日付「過年度有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信訂正に関するお知らせ」において、関連する訂正後の有価証券報告書及び四半期報告書を提出いたしました。しかし、2019 年 5 月期から 2023 年 5 月期の各有価証券報告書、2020 年 5 月期第 1 四半期から 2024 年 5 月期第 3 四半期までの各四半期報告書の多期間の訂正作業を短期間で行ったことにより、十分に見直しを実施できなかったこと、また、開示後外部機関からの確認お問い合わせをいただいたこともあり、監査法人とともに開示書類の見直しを行いました。その結果、財務諸表の注記事項における記載誤り(具体的には、財務諸表の勘定科目に付す注記番号の誤り、税効果会計・金融商品会計・関連当事者取引・セグメント情報等の財務諸表関係の注記事項の中の一部の数値及び文言の誤り等)、内部監査の状況に関する事実認定の誤り、付属明細表における一部数値の

誤り、自己資本比率等の比率表示の際の桁数の統一の為の修正、連結包括利益計算書上の一部数値の誤り等の 複数の修正事項が存在することが判明しました。

これを受け、当社は、本日付で 2025 年 5 月期半期報告書の提出期限の延長申請を関東財務局に提出することといたしました。

延長後の提出期限であります 2025 年 2 月 28 日までに、2025 年 5 月期半期報告書の提出を行う予定であります。

## 5. 今後の見通し

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを深くお詫び申 し上げます。

以 上